

エネルギー使用合理化事業者支援補助金
(民間団体等分) (L P ガス分)

業 務 細 則

日本L P ガス団体協議会

エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分) (LPガス分) 業務細則

(目的)

第1条 日本LPガス団体協議会(以下「日団協」という。)が、経済産業大臣からの補助金の交付を受けて行うエネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分)は、エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定めるほか、この業務細則による。

(取得財産等の管理)

第2条 業務方法書第19条に規定する取得財産等の管理の詳細は以下の通りとする。

- (1) 第2項において、取得財産等管理台帳[取得財産等明細表](様式第12)の金額および財産名は、実績報告書(様式第8)に記載された全ての補助事業に要した経費の金額および取得財産名とする。

(取得財産等の処分の制限等)

第3条 業務方法書第20条に規定する取得財産等の処分の制限等の詳細は以下の通りとする。

- (1) 第1項において、処分を制限される財産の単価は、機械、器具、備品及びその他の財産の個別単体価格とするのではなく、これらに関連する設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、供給・配管設備費を含む全ての補助事業に要した経費を合算した金額とする。
- (2) 第2項において、財産処分承認申請書(様式第13)における処分の方法の定義は以下の通りとする。
 - 転用 : 処分制限財産の所有者の変更を伴わない補助金交付の目的外使用。(設備移転、ガス管分岐等を含む。)
 - 譲渡 : 処分制限財産の所有者の変更。(設備売却、事業継続等を含む。)
 - 交換 : 処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。
 - 貸付け : 処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
 - 担保提供 : 処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。
 - 廃棄 : 処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること。

附則

1. この業務細則は、平成24年4月1日より施行する。